

## 県民の皆様へ

皆様ご存じのように滋賀県におきましても新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化して参りました。全国的に見ましても4月16日には『緊急事態宣言』が発令され、国民をあげての感染拡大防止が求められています。

今回の新型コロナウイルス感染症でお亡くなりの方々のご冥福をお祈りすると共に、罹患されている方々の一刻も早いご回復を心からお祈り申し上げます。

このような中、医療関係者にも感染が拡大していることが報じられており、医療崩壊を防ぐための対策も急がれています。

滋賀県歯科医師会会員の歯科診療所は、スタンダード・プリコーション（標準予防策）を励行することにより、細心の注意を払い日々の診療を続け、地域住民のお口の健康維持に邁進しております。

県民の皆様にはこのような現状をご理解いただき、歯科診療所における検温、問診、予約調整、定期健診の延期等についてご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

また歯科受診を予定されている皆様におかれましては、ご自身の体調管理には十分ご留意いただき、発熱、咳、痰、呼吸不全、味覚嗅覚異常など自覚症状のある方は『帰国者・接触者相談センター』にご相談ください。

県民の皆様には三日月知事の提唱されている5分の1ルールを踏まえ、3密（密閉・密集・密接）を避け、適切な受診をしていただきますようお願いいたします。

一般社団法人 滋賀県歯科医師会  
会長 中村 彰彦